

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	3
◇ 告 示	
○ 指定管理者の指定【産業経済局新成長戦略推進部産業政策課】	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】	6
◇ 公 告	
○ 北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の規定による事業計画書の閲覧【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	10

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、雇用保険の移転費に相当する退職手当について、所要の整備を行うことにしました。

この規則は、平成30年1月1日から施行することにしました。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第64号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和44年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第15号様式（表面）中

「

④受講する 公共職業 訓練等の 施設の	名 称	
	所 在 地	

を

」

「

④受講する 公共職業 訓練等の 施設の	名 称	
	所 在 地	
⑤特定地方公共団体 又は職業紹介事業 者の紹介による就 職の場合、その名 称及び所在地	名 称	
	所 在 地	

に、

」

「⑤」を「⑥」に、「⑥」を「⑦」に、「⑦」を「⑧」に、「⑧」を「⑨」に、「⑨」を「⑩」に、「⑩」を「⑪」に、「⑪」を「⑫」に、「⑫」を「⑬」に、「⑬」を「⑭」に改める。

第15号様式（裏面）の注書第3項中「から⑦欄」を「及び⑥欄から⑧欄」に改め、同様式（裏面）の注書第7項を同様式（裏面）の注書第8項とし、同様式（裏面）の注書第6項中「⑪欄」を「⑫」に改め、同項を同様式（裏面）の注書第7項とし、同様式（裏面）の注書第5項中「⑧欄」を「⑨欄」に改め、同項を同様式（裏面）の注書第6項とし、同様式（裏面）の注書第4項中「及び③欄」を「、③欄及び⑤欄」に改め、同項を同様式（裏面）の注書第5項とし、同様式（裏面）の注書第3項の次に次の1項を加える。

- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市告示第476号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第9条の規定により、北九州テレワークセンターの指定管理者を次のとおり告示する。

平成29年12月25日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者	指定する期間
北九州テレワークセンター	f a b b i t 共同事業体	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

北九州市告示第 4 7 7 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社黒崎事業所  
執行役員事業所長 渡部 晴夫

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社黒崎事業所

2 特定施設に関する事項

(1) 特定施設の設置の概要

特定施設の新規設置

(2) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	3 2 号イ ろ過施設
名称	ろ過乾燥機 ( F C 2 S 5 5 0 )
能力	2 . 5 5 m <sup>3</sup> / 回

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし

工事着手予定年月日	許可の日以降
工事完成予定年月日	許可の日以降
使用開始予定年月日	許可の日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	ろ過乾燥機 (FC2S550)	
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	13
	最大	13
水素イオン濃度	7～8	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	33,500
	最大	250,000
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常	10
	最大	50
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	10
	最大	50
りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常	0
	最大	0
アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	通常	10
	最大	50

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 汚水の処理施設の名称

排水処理設備ASA2

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 11,460 最大 13,226	同左
水素イオン濃度	6～9	同左

化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 最大	158 230	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 最大	60 86	同左
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 4	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 9	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	158 254	同左
りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	8.6 38	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 最大	1 6	同左

(4) 排水に関する事項

ア 排水口名 排水口No. 5

イ 排水量及び汚染の状態

	設置前		設置後	
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 最大	60, 498 82, 674	通常 最大	60, 469 82, 645
水素イオン濃度	5～9		同左	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 最大	38 45	同左	
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 最大	30 40	同左	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 1	同左	
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 1	同左	
窒素含有量	通常	60	同左	

( m g / ℓ )	最大 1 2 0	
<sup>りん</sup> 燐含有量 ( m g / ℓ )	通常 2 . 4 最大 9	通常 2 . 5 最大 同左
ふっ素及びその化合物 ( m g / ℓ )	通常 6 最大 6 . 7	同左

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成29年12月25日から平成30年1月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

### (2) 場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年1月15日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 8 5 9 号

北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（平成 3 年北九州市告示第 1 6 0 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定による事業計画書の提出があったので、要綱第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画書を閲覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、公告の日から起算して 4 5 日を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 設置者

北九州市門司区大字畑 2 3 4 1 番地の 1  
門司舗材工業株式会社  
代表取締役 稲留 純一

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市門司区大字畑 2 3 3 8 番 2

3 関係地域

北九州市門司区大字畑 2 3 3 8 番 2 に設置される予定の産業廃棄物処理施設の稼働範囲から 3 0 0 メートル以内の地域

4 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破砕施設

5 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

6 閲覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 閲覧期間

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日から平成 3 0 年 1 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 9 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 0 年 1 月 3 日までの日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 3 0 年 2 月 8 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

- (2) 設置者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見